平成２８年（フ）第３２１号
奈良市川上町572番地の１　ヴィルドミール佐保川203号
債務者　北古賀秀隆
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１０号
鳥取県鳥取市面影２丁目２番５号　レオパレスヴィラ205号、旧住所鳥取県鳥取市桜谷17番地17
債務者　前田　隆博
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
鳥取県米子市祇園町２丁目27番地26　レオパレス祇園町201号
債務者　松本　　圭
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６７２号
広島市安芸区畑賀２丁目７番17―201号
債務者　有働　廣士
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７９号
広島県東広島市入野中山台２丁目27番５号
債務者　坂本　千怜
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０号
徳島県徳島市中央通３丁目17番地　富田マンション３Ｆ31号室
債務者　伊良原信子
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前９時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８８号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地10棟1056号
債務者　渡部　裕晃
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
愛媛県宇和島市丸之内３丁目２番６号、申立時の住所愛媛県宇和島市朝日町１丁目５番22号
債務者　吉見千代美
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２７号
愛媛県宇和島市新田町４丁目２番30号
債務者　白井真由美
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１６号
高知県高岡郡四万十町北琴平町16番住11号
債務者　片山　訓子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第７０号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2313番地　アヴェニールⅠ　Ｇ号室
債務者　飯野八重子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第６２号
福岡県田川郡大任町大字大行事3943番地12
熊本団地25号
債務者　山橋　隆治
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第６３号
福岡県田川郡大任町大字大行事3943番地12
熊本団地25号
債務者　山橋　昌子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７１号
福岡県田川市大字川宮1776番地10　たかはロイヤルハイツ405号、前住所福岡県田川郡福智町赤池735番地
債務者　山田　洋明
１　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３９４号
熊本市東区広木町18番12号
債務者　池永　　誠
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０８号
熊本市中央区坪井４―13―30　レオパレスリト113号、住民票上の住所熊本市南区城南町碇199番地６
債務者　橋本　裕子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係